

ソフトウェア使用権許諾契約書

お客様(以下「甲」という)とヌヴオトン テクノロジージャパン株式会社(以下「乙」という)とは、この「ソフトウェア使用権許諾契約書」(以下、本契約という)とともに提供される、コンピュータプログラムおよびそのマニュアルについて、以下の通り契約するものとします。

第1条(定義)

本契約で用いられる用語を次の通り定義します。

- (1)「本件ソフトウェア」とは、乙が提供するコンピュータプログラムおよびそのマニュアルをいいます。ただし、本件ソフトウェアには、ヌヴオトン テクノロジージャパン製不揮発性メモリ内蔵マイコンまたは不揮発性メモリに書き込むためのコンピュータプログラムおよびそのマニュアルは含まないものとします。なお、本件ソフトウェアは、事前の通知なくアップデートする場合があります。
- (2)「使用」とは甲の業務のために、機械読み取り可能な形式で乙が提供するコンピュータプログラムを、甲が所有し、または管理する任意のコンピュータ(以下「指定装置」という)上で稼働させること、および当該コンピュータプログラムを指定装置上で稼働させるために、乙提供のマニュアルを参照することをいいます。

第2条(使用権の許諾)

乙は甲に対し、甲が本件ソフトウェアを非独占的に使用する権利を許諾します。かかる使用権の許諾は、(1)甲が本件ソフトウェアをダウンロードした日、(2)甲が乙から指定装置にUSBで接続するデバック装置を受領する日(以下総称して、「受領日」といいます)のいずれかにより開始されるものとします。

第3条(使用権の内容)

甲は、甲が所有し、または管理する任意のコンピュータにおいて、本件ソフトウェアのコンピュータプログラムをインストールし使用することができます。

2 甲は乙が Web その他の媒体で公開する方法で少なくとも代表者 1 名がユーザー登録をするものとします。

3 甲は本件ソフトウェアを、甲の複数の従業員および甲が業務を委託もしくは請け負わせる第三者に提供し、インストールさせ、使用させることができます。但し、かかる従業員及び第三者に本契約の義務を順守させるものとします。

4 甲は本件ソフトウェアを本条第1項、第2項および第3項に定める使用の目的の範囲内で複製することができます。

5 甲は本件ソフトウェアを逆アセンブルまたは逆コンパイルすることはできません。

第4条(知的財産権)

本件ソフトウェアの著作権、工業所有権を含む知的財産権は、乙または、乙および京都マイクロコンピュータ株式会社に帰属するものであり、本契約のいかなる条項も、当該著作権、工業所有権を含む知的財産権の全部または一部を甲に譲渡するものではありません。

第5条(著作権の表示)

甲は、本件ソフトウェアに付された著作権表示を除去してはならず、また第3条第4項の規定に基づいて本件ソフトウェアを複製した場合、この複製物に当該著作権表示するものとします。

第6条(改造)

甲は、いかなる場合も本件ソフトウェアを改変・翻案することはできません。

第7条(担保責任)

乙から甲への納入前に生じた提供物件の滅失、損傷、変質、その他一切の損害は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き乙の負担とし、提供後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き甲の負担とします。

2 甲は、受領日から30日以内に、本件ソフトウェアを検査し、かつ瑕疵または数量不足を乙に文書で申し出なかった場合、これを理由として乙に対し契約の解除、損害賠償、対価減額、補修または追完などの請求をすることはできません。

3 前項の規定にかかわらず、乙が通常の検査方法によって発見できなかった瑕疵を甲が発見し、かつ受領日から1年以内に乙に文書でその旨を通知したときに限り、乙はその補修の責任を負います。ただし、甲はこれを理由として契約を解除し、または損害賠償の請求をすることはできません。また、その補修時期および方法は乙の判断によるものとし、瑕疵を回避するための情報提供をもって補修に代えることができるものとします。

4 本件ソフトウェアに命令セットシミュレータ機能を有する場合、この機能はマイコンのマニュアルに記載している動作仕様に準拠して作成されており、実際のマイコンの動作と完全に合致することは保証されません。甲は、この命令セットシミュレータ機能を使うことによって不具合が発生しても、これを理由として乙に対し契約の解除、損害賠償、対価減額、補修または追完などの請求をすることはできません。

5 乙から提供されたコンピュータプログラムに不揮発性メモリ書き込み機能を有する場合、この機能は開発段階での不揮発性メモリ書き込みを支援するものであり、フラッシュ書き込み機能を使用して甲が製品化した機器の動作や機能を保証するものではありません。甲は、この不揮発性メモリ書き込み機能を使って製品化した機器に不具合が発生しても、これを理由として乙に対し契約の解除、損害賠償、対価減額、補修または追完などの請求をすることはできません。

第8条(責任の制限)

いかなる場合も、乙は、本契約または本件ソフトウェアに関連して生じた直接または間接損害、二次的損害、機会損失、逸失利益、あるいはデータの損失について、第7条に規定するものを除き、一切責任を負わないものとします。

第9条(機密保持)

甲は、本件ソフトウェアおよび本契約に関連して知り得た乙に関する事実、資料、データ、情報の一切を、本件ソフトウェアの使用のため以外に利用してはならず、またこれらを本契約の存在およびその内容とともに機密として保持し、事前に乙の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩等してはなりません。

第10条(甲の責任および義務)

甲は、第3条第3項に基づいて第三者に本件ソフトウェアを使用させる場合、次の責任および義務を負うものとします。

- (1) 当該第三者に提供するにあたっては、本件ソフトウェアの逆アセンブル、または逆コンパイルすることを禁止すること。
- (2) 当該第三者の名称、所在地を乙の要求に従い、開示できるよう整備すること。
- (3) 本件ソフトウェアに関する当該第三者のクレームを解決すること。
- (4) 当該第三者によって本件ソフトウェアに関する乙の権利が侵害された時は、甲は自己の行為と同一の責任を負うこと。

第11条(外為法の遵守)

甲は、第3条に基づき甲の指定装置とともに本件ソフトウェアを輸出しまたは国内非居住者に提供する場合には、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法令に定められた必要な手続きをとるものとします。

第12条(契約の解除)

甲が、本契約の条項に違反した場合、乙はいつでも本契約を解除することができます。

2 甲は前項により本契約が解除された場合、ただちに本件ソフトウェアを破棄し、以後一切の使用および第三者への提供等をしないものとします。

3 乙は本条第1項により本契約を解除した場合、受領した第2条に定める対価を返却しません。

第13条(契約期間)

本契約は、甲が本件ソフトウェアを受領した日から発効し、第12条により解除されない限り存続します。ただし甲は、本契約を終了する旨の通知を文書で乙に送付することにより、甲はいつでも本契約を終了させることができます。

第14条(契約終了時の措置)

本契約が終了した場合、甲は直ちに第12条第2項に定める措置をとるものとします。ただし、本契約が終了した後といえども、第9条の規定は有効に存続するものとします。

第15条(準拠法)

本契約は日本国の法律に準拠し、本契約に起因する全ての紛争については、乙本社所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。

第16条(付則)

本契約の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めない事項については、甲乙誠意を持って協議しこれを解決するものとします。

2022年9月30日